

令和6年度実施の地域づくり活動、イベント募集

地域づくり活動支援事業補助金

町では、地域の自主性および自立性を尊重し、町や地域にとって有効で公益性が見込まれる事業に対し補助金を交付する「地域づくり活動支援事業」を実施しています。

令和6年度に予定している事業があり、交付を希望する方は必ず期間内に申請をしてください。

▶対象者／町内で地域づくり活動を実施する自治会やコミュニティ団体など(企業や営利団体は対象外)

▶対象経費／事業を実施する上で必要な消耗品、印刷費、会場使用料など

▶金額および補助率／対象経費の3分の2以内(上限10万円)

▶募集期間／3月1日(金)～29日(金)17時まで

※予算に限りがあるため、募集期間終了後、補助金を交付する団体を選定します。

詳細や申請書類は町ホームページでご覧いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。



問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

川湯温泉街 再生のために 第2回川湯温泉街まちづくりマスタープランオープンデザイン会議を開催【公開】

町では、令和5年10月に策定された川湯温泉街まちづくりマスタープランを推進するため、専門家の皆さんで構成する「川湯温泉街まちづくりマスタープランオープンデザイン会議」を開催しています。第1回に引き続き、川湯温泉街を持続可能な街にするための景観のガイドラインなどについての検討を行います。

この会議は、町民の皆さんに公開しながら行いますので、ぜひ様子をご覧ください。

▶日時／4月16日(火) 13時30分～

▶場所／川湯ふるさと館

▶観覧者／申し込み不要。どなたでもご覧になることができます。

※席には限りがありますので、ご覧になる際はご協力をお願いします。

▶内容／景観のガイドラインに関することなど



問い合わせ・申し込み先／役場観光商工課観光振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

『令和6年能登半島地震』災害義援金の受付について

町では、12月27日(金)まで被災された方々のために義援金の受付をしております。

令和6年1月末現在、64,000円の義援金を受付いたしました。

皆さまの温かいご支援に感謝申し上げます。



お問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 ☎ 0 1 5 - 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

住宅などの下水道接続・合併処理浄化槽設置をお願いします

▶下水道への接続か合併処理浄化槽の設置のご検討を

町では豊かな自然を守るため、汚水処理施設(下水道・合併処理浄化槽)の普及を推進し、生活環境の向上を目指しています。汚水処理施設が無い家屋は、未処理の汚水が公共水域である河川や湖へ排出されています。

下水道整備区域にある未接続家屋には下水道接続、下水道の整備されていない区域では、合併処理浄化槽の設置をお願いしています。

特に下水道整備区域では整備後3年以内に水洗トイレへの改造義務が、下水道法および弟子屈町公共下水道条例にて定められています。

下水道接続や合併処理浄化槽設置に係る費用は、合併処理浄化槽設置整備事業や住宅建設促進事業の対象になるものがあり、補助金の対象となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

住宅建設促進事業は、年間を通して申請を受け付けていますが、合併処理浄化槽整備事業は、4月～10月の期間のみ補助金申請を受け付けています。

▶単独浄化槽からの転換をお願いします

浄化槽でも「単独浄化槽(みなし浄化槽)」を設置されている方にも、下水道接続か合併処理浄化槽への転換をお願いします。単独浄化槽とは、トイレ汚水のみ処理する浄化槽の事をいい、キッチンや風呂の生活雑排水は、処理をしないため未処理のまま河川や湖などの公共水域に流出することになり、自然環境に負荷を与えます。

単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換も合併処理浄化槽設置整備事業の対象となり、補助金の対象となりますので切り替えをお願いします。

▶補助金の詳細についての担当課

補助金の交付に関してはさまざまな条件があり、補助金の交付決定前に工事を開始すると、補助金が交付されません。事前に担当課へご相談ください。

•合併処理浄化槽設置費整備事業について

毎年4月～10月の期間受け付け 役場水道課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)

•住宅建設促進事業について

年間を通して受け付け 役場建設課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

私たちが暮らして使った水をきれいにせずに流すと…身近な河川、湖沼の水を汚してしまいます。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

公共下水道または合併処理浄化槽に切り替え、身近な水をきれいにしましょう!

申し込み・問い合わせ先／役場水道課設計係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)

水道水の水質の状況について

町では、水質検査計画に基づき項目別に毎日、毎月、年1回、専門機関に依頼し、定期検査を行っています。令和5年中の水質検査については、異常は認められず水質基準に適合していました。なお、詳しい測定値などについては、町ホームページに掲載しております。掲載内容についてのお問い合わせは役場水道課までお願いいたします。

問い合わせ先／役場水道課維持係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)